消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める意見書（案）

自民党と日本維新の会の協議を受けて、政府は 2025 年 12 月、OTC 類似薬 77 成分 1100 品目の薬について、1 割から 3 割負担の窓口負担とは別に「特別料金（薬剤の 25%）」として追加負担を求めることを決定した。

対象となる薬剤は、痛みや発熱など炎症をやわらげる消炎鎮痛剤や、蕁麻疹、花粉症、喘息などの症状を緩和する抗アレルギー薬、皮膚疾患の保湿剤など、日常的に幅広い疾患で使われている薬である。がんや難病患者、低所得者、入院患者、医師が医療上の長期使用が必要とする患者には追加負担を求めないとしているが、これにより医療保険が 3 割負担の人は実質 5 割、2 割の人は 4 割、1 割の人は 3 割負担と大幅な自己負担増になることが予想される。

政府は「(受診せず) 市販薬を利用している患者との公平性」を理由にあげているが、受診が必要な患者に追加料金のペナルティーを科す道理はない。むしろ、症状を抱えながら医療機関に受診できない国民の受療権を確保すべきである。

「現役世代の保険料負担の軽減」を打ち出しているが、1 人当たりの「軽減額」は月 63 円に過ぎず、一方で花粉症やアトピー性皮膚炎などアレルギー性疾患に苦しむ患者など、すべての世代に負担増を押し付けるものである。

2025 年 12 月の財務・厚労大臣折衝の合意では、将来的に「OTC 医薬品の対応する症状の適応がある処方箋医薬品以外の医療用医薬品の相当部分にまで対象範囲を拡大することを目指す」、「特別の料金の対象となる薬剤費の割合の引き上げについても検討する」とし、将来的な対象医薬品の拡大と特別料金の引き上げはおり込み済みである。

このような薬の「追加負担導入」は、患者の受療権や健康権の侵害につながり、受診控えや受診遅れなど、いのちに直結する問題である。

よって、すべての国民が必要な医療を受けることができるよう、〇〇議会は政府に対して、消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。
提出先 内閣総理大臣　財務大臣　厚生労働大臣　衆議院議長　参議院議長